

# みどりの風の道形成 (グリーンストリート支援) 事業

～みどりを増やして「みどりの風を感じる大都市・大阪」をめざそう～

大阪府では平成 23 年度～ 25 年度の 3 年間、「みどりの風促進区域」内において、緑化に対する支援を行って来ました。「みどりの風促進区域」でみどりが増えたと実感できる空間をさらに増やし、みどりの軸線を充実させるため、

**平成 26 年度からは、まとまりや連続性のあるみどりづくりを対象に「グリーンストリート支援事業」を実施します。**

みんなで少しずつみどりを増やして、「みどりの風を感じる大都市・大阪」を目指しましょう！

※「グリーンストリート支援事業」は、企業・団体等のみなさまからのご寄付により実施しております。



## 1 みどりの風の道形成 (グリーンストリート支援) 事業概要

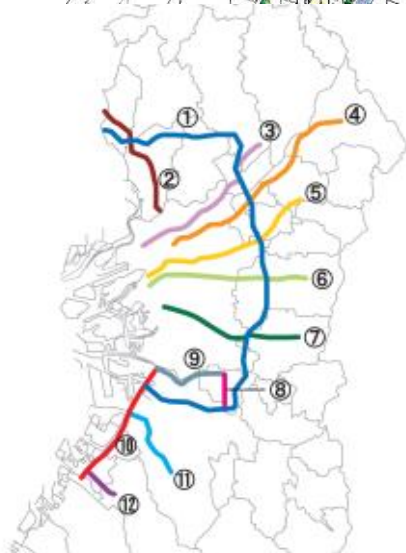
この事業では、「みどりの風促進区域」内で地域の方々が共同で緑化活動を行う場合、緑化に係る資材等について大阪府が**支給**するものです。

「みどりの風促進区域」内の個人住宅やマンション・学校・公園・工場・店舗等において、多くの方の目に触れる場所でみどりが増えたと実感できるような「みどりづくり」を対象としています。

### ■ みどりの風促進区域



歩道等誰でも通れる場所から容易に見える場所を緑化してください



1. 大阪中央環状線及びその沿線
2. 国道 176 号及びその沿線
3. 淀川通・大阪高槻京都線 (十三高槻線) 及びその沿線
4. 城北公園通・京都守口線及びその沿線
5. 安治川・堂島川・花博通・第 2 京阪道路 (国道 1 号) 及びその沿線
6. 中央大通・国道 308 号及びその沿線
7. 国道 25 号・大阪港八尾線及びその沿線
8. 国道 309 号及びその沿線
9. 大和川線及びその沿線
10. 堺阪南線及びその沿線
11. 石津川・泉北 2 号及びその沿線
12. 国道 480 号及びその沿線

※一連の区域が複数の道路等でつながる場合は、代表的な道路名等で標記しています。  
※みどりの風促進区域の詳細については、大阪府 HP にて閲覧できます。

みどりの風促進区域

検索

## 2 緑化支援内容

- ◆ 促進区域内の主要路線沿道及びそれに交差する路線の沿道で、団体や企業が共同で行う緑化を対象とします。自治会等の団体、複数の企業等が連携して行う場合は連名で申請してください。
- ◆ 沿道の限られたスペースを有効に活用し、まとまりや連続性のある緑化空間を創出するために、壁面緑化や立体花壇など、自由に施設を計画し、必要な資材を申請していただけます。年度内に施設整備を完了してください。
- ◆ 補助上限は1申請5,000千円以内です。樹木を植栽する場合、申請本数は20本以上、多年草等による場合は緑化延長が25m以上とします。
- ◆ 提供できる資材は植物（樹木、多年草に限る、一年草などの花は申請者負担です）、立体花壇、プランター、雨水利用施設等の資材、土、肥料です。
- ◆ 資材の上限単価は、1本又は1セットあたり100千円を超えないものとします。
- ◆ 提供した樹木は適切に維持管理を行ってください。



### ※詳細についてはお近くの担当事務所までお問い合わせください（3頁目参照）

#### 【注意事項】

- ◆ 申請にあたっては、このチラシのほか、「みどりの風の道形成(グリーンストリート支援(みどりの基金交付型))事業実施要領」をよくお読みください。
- ◆ 提供した樹木やプランター等は、**申請者が責任を持って維持管理を行ってください**。また、維持管理に必要な費用についても申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- ◆ **提供後、5年間緑化状況報告を行っていただきます。**
- ◆ **周辺道路等の清掃や美化活動にご協力をお願いします。**
- ◆ 申請後、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会（以下部会という）で審査を行い、採択を決定します。

#### <審査の方法>

- ・部会で、申請者から事業計画内容等のプレゼンテーションを行い、その内容について審査を行います。

#### <審査の基準>

審査項目	評価の基準	配点
① 立地条件	・通行者の目に直接触れる植栽計画となっているか。	20
② 緑の量感	・まとまりや連続性があり、みどりを実感できる植栽計画となっているか。	20
③ 緑視効果	・良好な景観形成に寄与し、十分な緑視効果が期待できる内容となっているか。	20
④ 適正性	・緑化資材が適正に使われる計画となっているか。	20
⑤ 維持管理	・適切で継続的な実施が見込まれる計画となっているか。	20
小計		100
⑥ 加点項目 (特筆事項の有無)	・上記以外に、特筆すべき内容があると認められるもの。 (地域・社会貢献、環境配慮など)	20
評価点合計		120

- ・部会で上記①～⑥の評価点を決定し、その合計点が高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により採択順位を決定する。
- ・審査の結果、①～⑤の評価点小計が60点に満たない場合は採択しません。



### 3 申請受付期間

平成 26 年度の申請期間は平成 27 年 1 月 16 日（金）まで。

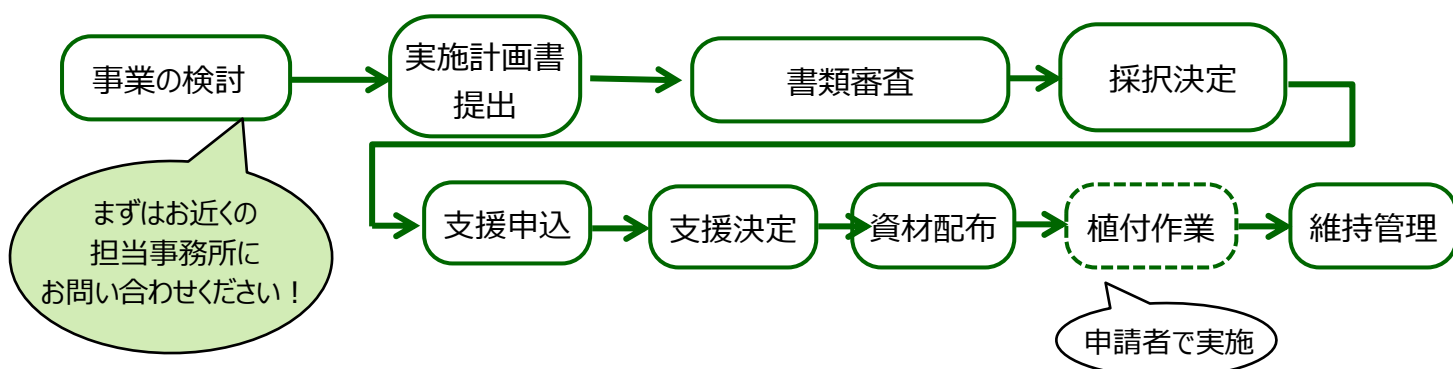
部会での審査の結果、審査項目①から⑤の評価点小計が 60 点に満たない場合は不採択となります。また、応募者多数の場合は、予算の範囲内で採択順位上位から採択するため、評価点小計が 60 点以上であっても不採択となることがありますのでご了承ください。

### 4 申請について

申請書類は下記お問い合わせ先に請求いただくか、大阪府 HP よりダウンロードしてください。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/koen/jigyou/midorinokaze.html>)

グリーンストリート支援



### 5 お問い合わせ・お申込み先

お住まいの市域により、お問い合わせ・お申込み先が異なります。

また、支援内容など詳しくは下記担当事務所までお問い合わせください。

担当事務所	関係地域
<b>大阪府池田土木事務所 都市みどり課</b> 池田市城南 1-1-1（大阪府豊能府民センタービル） 電話：072-752-4111 内線 3 8 2	<b>豊中市、池田市のうち</b> 大阪中央環状線及びその沿線 国道 176 号及びその沿線
<b>大阪府茨木土木事務所 地域支援・企画課</b> 茨木市中穂積 1-3-43（大阪府三島府民センタービル内） 電話：072-627-1121 内線 5 3 7	<b>吹田市、茨木市、摂津市のうち</b> 大阪中央環状線及びその沿線 淀川通・大阪高槻京都線（十三高槻線）及びその沿線
<b>大阪府枚方土木事務所 都市みどり課</b> 枚方市大垣内町 2-15-1（大阪府北河内府民センタービル内） 電話：072-844-1331 内線 2 2 0、2 2 1	<b>守口市、枚方市、寝屋川市、門真市のうち</b> 大阪中央環状線及びその沿線 城北公園通・京都守口線及びその沿線 安治川・堂島川・花博通・第 2 京阪道路及びその沿線
<b>大阪府八尾土木事務所 都市みどり課</b> 八尾市荘内町 2-1-36（大阪府中河内府民センタービル内） 電話：072-994-1515 内線 1 9 8	<b>八尾市、東大阪市のうち</b> 大阪中央環状線及びその沿線 中央大通り・国道 308 号及びその沿線 国道 25 号・大阪港八尾線及びその沿線
<b>大阪府富田林土木事務所 都市みどり課</b> 富田林市寿町 2-6-1（大阪府南河内府民センタービル内） 電話：0721-25-1131 内線 2 4 2	<b>松原市のうち</b> 大阪中央環状線及びその沿線 国道 309 号及びその沿線 大和川線及びその沿線
<b>大阪府鳳土木事務所 都市みどり課</b> 堺市西区鳳東町 4-390-1（大阪府泉北府民センタービル内）	<b>堺市、泉大津市、和泉市、高石市のうち</b> 大阪中央環状線及びその沿線

<p>電話 : 072-273-0123 内線 3 8 5</p>	<p>大和川線及びその沿線 石津川・泉北 2 号及びその沿線 堺阪南線及びその沿線 国道 480 号及びその沿線</p>
<p><b>大阪府都市整備部 公園課 計画グループ</b> 大阪府中央区大手前 2-1-22 大阪府庁別館 7 階 電話 : 06-6941-0351 内線 2985 F A X : 06-6944-6796 E-mail : koen-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp</p>	<p><b>大阪市域のうち</b> 淀川通及びその沿線 城北公園通及びその沿線 安治川-堂島川-花博通及びその沿線 中央大通り及びその沿線 国道 25 号及びその沿線</p>

※お問い合わせ先がご不明な場合は「大阪府都市整備部 公園課 計画グループ」までご連絡ください。

◆緑化状況報告をいただいた内容(樹木の植栽場所や写真等)について、公表することがありますので予めご了承ください。